

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【産業経済局総務政策部雇用政策課】

2

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】

3

- 北九州広域都市計画土地区画整理事業の決定案の縦覧【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】

5

- 北九州広域都市計画道路の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】

6

- 北九州広域都市計画区域区分の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

7

- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

8

- 北九州広域都市計画地区計画の決定案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

9

- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

1 0

- 北九州広域都市計画地区計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

1 1

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】

1 2

北九州市告示第70号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）第6条第3項の規定により、北九州産業技術保存継承センターの利用料金の額を承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					期間	
企 画 展 示 室	陳 列 品 の 観 覧 料	—		大人	小・中学校の 児童及び生徒	平成31年4月 20日から同年 7月7日まで
		個人	1 人	300円	100円	
		団体（30 人以上）	1 回	240円	80円	

北九州市公告第131号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 モノクロ複写機2台及びカラー複写機2台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- (4) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量を乗じて得た使用料の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

イ 期間 公告の日から平成31年3月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 平成31年3月18日午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7号第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2155

北九州市公告第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成31年3月4日

北九州市長 北橋健治

1 都市計画の種類

土地区画整理事業

2 都市計画の決定に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目及び大字長野の各一部

3 都市計画の決定案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

4 縦覧期間

平成31年3月4日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の決定案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成31年3月18日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成31年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 7・4・44－55号 長野津田区画街路1号線

追加する部分 北九州市小倉南区長野本町二丁目、長野本町三丁目及び津田南町の各一部

(2) 7・4・44－56号 長野津田区画街路2号線

追加する部分 北九州市小倉南区津田一丁目及び長野本町二丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

4 縦覧期間

平成31年3月4日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成31年3月18日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成31年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目及び大字長野の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

4 縦覧期間

平成31年3月4日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成31年3月18日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 1 3 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 1 年 3 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目及び大字長野の各一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

- 4 縦覧期間

平成 3 1 年 3 月 4 日から同月 1 8 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 3 1 年 3 月 1 8 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成31年3月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
長野・津田地区地区計画	北九州市小倉南区津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目及び大字長野地内

3 都市計画の決定案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建築都市局まちづくり推進部区画整理課

4 縦覧期間

平成31年3月4日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の決定案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成31年3月18日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 1 3 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 1 年 3 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	松原一丁目の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 3 1 年 3 月 4 日から同月 1 8 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 3 1 年 3 月 1 8 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第 138 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 31 年 3 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
大里本町西地区地区計画	北九州市門司区松原一丁目地内

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 31 年 3 月 4 日から同月 18 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 31 年 3 月 18 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 139 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 31 年 3 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ小倉

北九州市小倉北区明和町 1 番 7 号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 5 号

代表取締役 稲葉 仁

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

変更前

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 5 号

代表取締役 吉村健一

変更後

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 5 号

代表取締役 稲葉 仁

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

マックスバリュ九州株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 1 3 番 2 1 号

代表取締役 佐々木 勉

変更後

マックスバリュ九州株式会社
福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号
代表取締役 佐々木 勉

4 変更の年月日

- (1) 前項第1号 平成28年6月13日
- (2) 前項第2号 平成30年11月12日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成31年2月25日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成31年3月4日から同年7月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同年5月1日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成31年7月4日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見